

浜松市木造住宅耐震補強助成事業 施工事業者登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱」に基づく木造住宅耐震補強助成事業（以下「助成事業」という。）による耐震補強工事（以下「耐震補強工事」という。）の施工を堅実に行う事業者を本市に登録することにより、耐震補強を実施しようとする市民が安心して工事を依頼できるようにすることを目的とする。

(施工事業者の登録)

第2条 耐震補強工事の施工をすることができる事業者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者であって、浜松市木造住宅耐震補強助成事業登録施工事業者（以下「登録事業者」という。）として、市長の登録を受けたものとする。

(1)「静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱」に規定する静岡県耐震診断補強相談士（以下「相談士」という。）を工事監理者とし、当該工事監理者と連携して施工を行う事業者であること。

(2)耐震補強工事の施工を自ら行う県内事業者（静岡県内に本社又は主たる営業所等を設けている事業者）であること。

(3)次のいずれにも該当しない事業者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの。

イ 第9条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの。

ウ 過去2年以内に第9条第2号又は第4号に該当する行為をし、若しくはするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの。

エ 暴力団員等（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員等と密接な関係を有するもの。

オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの。

(4)第7条各号に掲げる事項を遵守して耐震補強工事を実施することができる事業者であること。

(5)法人事業者にあつては、法人事業税、法人県民税、法人市民税及び固定資産税、個人事業者にあつては、個人事業税、市県民税及び固定資産税を完納していること。

(6)登録施工事業者名簿記載届（第4号様式）を提出し、それに基づき作成された登録施工事業者名簿を市民に対して情報提供することができる事業者であること。

(登録の申請)

第3条 登録事業者の登録を受けようとする事業者は、施工事業者登録申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するとともに、浜松市が実施する木造住宅耐震補強事業者講習を受講しなければならない。

- (1) 相談士が所属する事業者にあつては、その相談士登録証の写し
- (2) 宣誓書(第2号様式の1)
- (3) 第2条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類(第2号様式の2)
- (4) 第2条第5号に掲げる税の納税証明書の写し
- (5) 登録施工事業者名簿記載届(第4号様式)

(登録の決定)

第4条 市長は、前条の規定により提出された書類について審査し、相当と認めるときは登録事業者として登録することを決定するものとする。

- 2 市長は、前項の審査を行うに当たっては、第10条に規定する委員会に諮るものとする。
- 3 市長は、登録を決定した事業者に対し、登録施工事業者決定通知書(第3号様式)を発行するものとする。

(登録の期間)

第5条 登録事業者の登録期間は1年から4年の間とし、その終了日は3年毎に市長が定める日とする。

(登録の更新)

第6条 登録事業者は、その有効期間内に更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

- 2 登録の更新を受けようとする事業者は、登録期間の終了日の90日前から30日前までの間に、施工事業者登録申請書(第1号様式)に第3条各号に掲げる書類を添えて市長に提出するとともに、浜松市が実施する木造住宅耐震補強事業者講習を受講しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により提出された書類について審査し、相当と認めるときは登録の更新をするものとする。
- 4 市長は、前項の審査を行うに当たっては、第10条に規定する委員会に諮るものとする。
- 5 市長は、登録の更新をした事業者に対し、登録施工事業者決定通知書(第3号様式)

を発行するものとする。

(登録事業者の責務及び遵守事項)

第7条 登録事業者は、次に掲げる事項を遵守して耐震補強工事を施工しなければならない。

- (1) 「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会/国土交通大臣指定耐震改修支援センター発行)及び「木造住宅の耐震補強の実務」(財団法人日本建築防災協会発行)に基づき施工すること。
- (2) 相談士に該当する工事監理者を定めて施工すること。
- (3) 耐震補強工事を適正な工費で施工すること。また、耐震補強工事の契約に際しては、工事金額、工事期限、その他の必要事項を明確に示すこと。
- (4) 耐震補強工事の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせないこと。
- (5) 登録事業者としての自己の名義を他の事業者に貸与しないこと。
- (6) 助成事業の実施の際に知り得た個人の情報や調査資料等を他に漏らさないこと。
- (7) 耐震補強工事の推進について、そのPRに努めること。

(登録の辞退及び変更の届出)

第8条 登録事業者は、登録事業者としての耐震補強工事の施工の廃止若しくは休止をしようとするとき、又は第2条各号に掲げる登録要件を欠くことになったときは、直ちに登録事業者辞退届(第6号様式)に登録施工事業者決定通知書(第3号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに登録事業者変更届(第1号様式の2)に登録施工事業者名簿記載届(第4号様式)を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者名又は代表者名を変更したとき
- (2) 所在地を変更したとき
- (3) 電話番号を変更したとき

3 前項第1号の届出には、その変更内容が分かる書類を添えなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録事業者が次に定める要件に該当する場合には、第10条に規定する委員会に諮り、その登録を取り消すものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる登録要件を欠いた場合。
- (2) 第7条各号に掲げる遵守事項に反していると認められる場合。
- (3) 前条第2項の規定による届出を怠った場合。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務に関し不誠実な行為がある等市長が登録事業

者として不相当と認める場合。

- 2 市長は、前項の規定により、登録を取り消す場合は、交付決定取消し通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（委員会）

第10条 市長は、次に掲げる事項を審議するため、浜松市木造住宅耐震補強助成事業施工事業者登録検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- （1）第4条第1項に規定する事業者の登録に係る事項
- （2）第6条に規定する登録事業者の更新に係る事項
- （3）第9条に規定する登録事業者の登録の取消しに係る事項
- （4）前3号に掲げる事項のほか、市長が必要があると認める事項

（情報の公開）

第11条 市長は、登録施工事業者名簿記載届（第4号様式）に基づき登録施工事業者名簿を作成し、これを公開する。

（一時施工事業者）

第12条 市長は、助成事業の申請をしようとする者（以下「助成事業申請者」という。）に次に掲げる特段の事情があると認めるときは、第2条第2号及び第6号の規定にかかわらず、登録事業者以外の事業者（以下「一時施工事業者」という。）に、当該耐震補強工事に限り施工させることができる。

- （1）助成事業申請者と一時施工事業者との関係が、民法第725条に定める親族（6親等以内の血族、又は3親等以内の姻族）であること。
 - （2）助成事業申請者が行なおうとしている耐震補強工事が特殊工法等であり、一時施工事業者以外の事業者では施工が困難であること。
- 2 助成事業申請者は、前項の規定により一時施工業者に耐震補強工事を施工させようとする場合、耐震補強工事一時施工申請書（第5号様式）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。
 - 3 前項の申請書には、一時施工事業者から徴収した次に掲げる書類を添えなければならない。
 - （1）第2条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類（第2号様式の2）
 - （2）第2条第5号に掲げる税の納税証明書の写し

（一時施工事業者の再度の登録申請の禁止）

第13条 市長は、一時施工事業者が第7条に定める事項に反する行為を行ったと認めら

れる場合は、委員会に諮り、一時施工事業者の再度の登録申請を認めないことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

(施行)

第1条 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第2条 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

第3条 この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

第4条 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第5条 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

第6条 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条)(第6条第2項)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
事業者名
代表者名

浜松市木造住宅耐震補強助成事業 施工事業者登録申請書

浜松市木造住宅耐震補強助成事業施工事業者登録制度実施要綱の規定により、関係書類を添えて登録事業者の申請を行います。

申請種別	新規登録(第3条)	更新(第6条第2項) (登録番号 号)
(フリガナ) 事業者名	()	
代表者名		
所在地	〒	
電話番号		
F A X		
E - m a i l		
建設業許可 (建築・大工)	許可業種(建築・大工)工事業(どちらか、あるいは両方に 囲い)	なし
	国土交通大臣 許可(般 -) 第 号 知事 知事 (特)	(なしの場合 囲い)
相談士の所属の有無	無 ・ 有 (静岡県耐震診断補強相談士 名)	
耐震補強工事責任者氏名	緊急連絡先 (携帯電話)	

関係書類

- 1 静岡県耐震診断補強相談士が所属する場合、所属する全ての相談士登録証(写)
- 2 宣誓書(第2号様式の1)
- 3 登録申請行為の制限を受けない者である誓約書(第2号様式の2)
- 4 第2条第5号に規定する税金の未納がない施工事業者であることを証する書類
 - ・(法人の場合)法人事業税、法人県民税、法人市民税、固定資産税の納税証明書(写)
 - ・(個人の場合)個人事業税、市・県民税、固定資産税の納税証明書(写)
- 5 登録施工事業者名簿記載届(第4号様式)

第1号様式の2(第8条第2項)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所在地
事業者名
代表者名

浜松市木造住宅耐震補強助成事業 登録事業者変更届

浜松市木造住宅耐震補強助成事業施工事業者登録制度実施要綱第8条第2項の規定により、登録施工事業者名簿記載届(第4号様式)を添えて提出します。

変更事項

事業者名の変更
所在地の変更

代表者の変更
連絡先等の変更

その他

登録施工事業者 登録番号	第	号
-----------------	---	---

変更内容(以下の表内に変更した内容のみ記入してください)

(フリガナ) 事業者名	()	
代表者名		
所在地	〒	
電話番号		
F A X		
E - m a i l		
建設業許可 (建築・大工)	許可業種(建築・大工)工事業(どちらか、あるいは両方に 囲い) 国土交通大臣 許可(般 -) 第 号 知事 特	なし (なしの場合 囲い)
相談士の所属の有無	無 ・ 有 (静岡県耐震診断補強相談士 名)	
耐震補強工事責任者氏名	緊急連絡先 (携帯電話)	

事業者名又は代表者名を変更する場合は、変更内容が分かる書類を添付してください。

宣 誓 書

私は、浜松市木造住宅耐震補強助成事業の施工事業者登録制度に基づく登録事業者として、浜松市民が安心して耐震補強工事を依頼できるよう、工事監理者と連携して、良心的かつ誠実に施工することを誓います。

また、宣誓内容に反する行為を行った場合には、登録の抹消、事業者名の公表が行われても、異議を唱えません。

年 月 日

署 名 事業者名.....

代表者名.....

第2号様式の2(第3条第3号)(第12条第3項第1号)

(あて先) 浜松市長

浜松市木造住宅耐震補強助成事業

登録申請行為の制限を受けない者である誓約書

浜松市木造住宅耐震補強助成事業施工事業者登録の申請にあたり、要綱第2条第3号アからオまでの事項のいずれにも該当しないことを誓います。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

(第2条第3号)

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの。
- イ 第9条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの。
- ウ その業務に関し不正または不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの。
- エ 暴力団員等(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号)第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)又は暴力団員等と密接な関係を有するもの。
- オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの。

年 月 日

署 名 事業者名.....

代表者名.....

第3号様式(第4条第3項)(第6条第5項)(第8条第1項)

浜都建第 号

年 月 日

様

浜松市長

浜松市木造住宅耐震補強助成事業
登録施工事業者決定通知書

浜松市木造住宅耐震補強助成事業施工事業者登録制度実施要綱

第4条第3項

第6条第5項

の規定により、登録施工事業者に決定したことを通知します。

登録施工事業者 登録番号	第 号
事業者名	
代表者名	
所在地	
電話番号	

有効期限 年 月 日

第5号様式(第12条第2項)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住 所

氏 名

電話番号 ()

浜松市木造住宅耐震補強助成事業 耐震補強工事一時施工申請書

浜松市木造住宅耐震補強助成事業施工事業者登録制度実施要綱第12条の規定により、
関係書類を添えて、下記一時施工事業者による一時施工の申請を行います。

記

一時施工事業者	所在地
	事業者名
	代表者名
	電話番号
	F A X
	選定した理由

関係書類

- 1 登録申請行為の制限を受けない者である誓約書(第2号様式の2)
- 2 第2条第5号に規定する税の未納がない施工事業者であることを証する書類
 - ・(法人の場合)法人事業税の納税証明書(写)
法人県民税の納税証明書(写)
法人市民税の納税証明書(写)
固定資産税の納税証明書(写)
 - ・(個人の場合)個人事業税の納税証明書(写)
市・県民税の納税証明書(写)
固定資産税の納税証明書(写)

第 6 号様式 (第 8 条第 1 項)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

所 在 地

事 業 者 名

代 表 者 名

浜松市木造住宅耐震補強助成事業 登録事業者辞退届

浜松市木造住宅耐震補強助成事業施工事業者登録制度実施要綱第 8 条第 1 項の規定により、登録施工事業者決定通知書を添えて登録事業者を辞退します。

第7号様式(第9条第2項)

浜都建第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

浜松市木造住宅耐震補強助成事業
施工事業者登録取消し通知書

浜松市木造住宅耐震補強助成事業施工事業者登録制度実施要綱第9条の規定により、下記の登録を取り消しましたので通知します。

登録施工事業者 登録番号	第 号
事業者名	
代表者名	
所在地	
電話番号	